

## 続・御影町誌

これは国家が六歳以上の男女全てに一定の土地（口分田という）を与え、替わりに人々は国に税を納めるというもので、この口分田を班給するために国家は全国の土地を平然と碁盤目状に区切った。これを条里制というが、御影地域では、御影小学校の東側を流れる天神川が、この条里制の遺構ではないかと思われる。天神川は御影小学校の南北の二ヶ所で、東西にしばらく流れているところがあり、通常六甲山の南を流れる川は地形的にみて南北に流れるのが常識であるが、この天神川はかなりの長さ東西に流れている。これはおそらく人工的に流れを変えたものと推測され、条里制の区画の境として、また田に水を引く水路として使用されたと思われる。さらに、御影町西平野「一ノ坪」や御影町御影「篠坪」といった旧町名も、条里制の名残と考えられる。これらは条里制の坪付け（条里制で区画された土地に番号を打つこと）の、一ノ坪、四ノ坪（篠坪）があったところから付けられた地名であろう。

平安時代に入り、藤原氏の摂関政治が本格化していく頃、その藤原氏の讒言にあって、都を追われた菅原道真が、この地に立ち寄ったとの言い伝えがある。右大臣の菅原道真は左大臣藤原時平の謀略にはまり、901（昌泰4）年大宰府へと左遷された。九州へ左遷される途中、道真は御影の浜に上陸し、ここで休息した際、土地の山背という者が綱を敷いて道真をもてなしたといい、これにちなんで、綱敷天満神社（御影1）の名が付けられたという。また、道真が上陸した時に船をつないだと伝えられている松が綱敷天神の御旅所（御影石町2）にあり、菅公船繋ぎの松と呼ばれている。

ところで、ここ御影には、古来からの景勝地として知られる「御影の松」があった。この松は『源平盛衰記』や『平家物語』にも登場するほど有名なもので、多くの貴族たちが訪れた。中でも平安時代の歌人・藤原基俊の「世にあらば又帰りこむ津の国の 御影の松よ面かわりすな」という歌は有名で、この歌碑が西方寺（御影本町6）の境内にある。この御影の松は、1884（明治17）年頃に枯れて

しまい、現在では西方寺にその名残の若い松が植えられている。ちなみに、御影小学校の校章は、旧御影町の町章に「御」と言う字をあわせたもので、町章自体は御影の松にちなみ、松葉三本を図案化したものである。

なお、平安時代のおわり、1120（保安1）年の『摂津国大計帳』という史料から、当時の人口をうかがうことができる。それによれば、摂津国菟原郡（六甲山の南、夙川から旧生田川まで）に、「437戸 15,695人」がいたということがわかる。

### (4) 中世

政治の担い手が貴族から武士へと変わり、最初に政権を獲得したのは平家であった。その平家も源氏との間で、古代から中世への過渡期となった源平の争乱（治承・寿永の内乱）を戦い、この地域も、一ノ谷の戦い（1184年）の生田ノ森合戦の舞台となった。大手の砦となった生田ノ森の平家の平知盛軍に対し、源範頼率いる源氏軍は御影周辺に陣を張ったと、『平家物語』は伝える。

続く、鎌倉から室町時代への移行期である南北朝の動乱期にも、『太平記』などによれば、しばしばこの辺りはその戦場として登場する。1336（延元1）年5月25日、湊川の戦いで足利尊氏軍が楠木正成軍を撃破、京めがけて敗走する新田義貞に足利勢が迫付いたのが御影の処女塚。義貞は自分の馬に矢が刺さり身動きがとれなくなるや、処女塚の上に駆け上がり、最期の戦いと覚悟して敵に向かった。それを見つけた義貞の家来・小山田太郎高家が塚の上へと馳せ参じ、自分の馬に義貞を乗せて逃がし、高家は処女塚で激烈な戦死を遂げたのである。今、処女塚にはこの高家の武勇を記念して、小山田高家の碑が建てられている。そして、足利尊氏が室町幕府を開いた（1338年）後、今度は尊氏と弟の直義との間で内紛が起こった。これが1350（観応1）年からの観応の擾乱で、両者は御影周辺を舞台に戦った（打出・御影浜の戦い-1351年-）。こうして、時代の

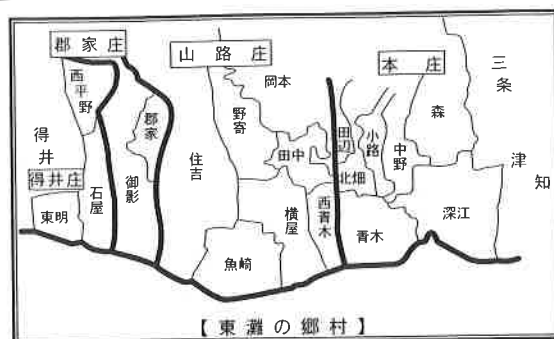
節目となる大きな戦いが、この御影地域を舞台としながら、時代は展開しようとするのであった。

このような戦乱の中、この地方を支配した武士達によって中世の城郭が築かれるようになり、御影でも、「平野城（御影城）」という城が登場する。後世の『撰津志』（1734年）にこの城のことが記載されており、赤松円心の家臣・平野忠勝の居城として築かれたもので、今の御影北小学校の辺りにあったものと推測される。どのような城であったかはうかがうすべもないが、大手筋や城ノ前といった地名がこの城の存在を今にも伝えている。なお、平野忠勝の菩提を弔うため、子孫が建立した寺が御影郡家2にある平等山中勝寺（もとは平野山忠勝寺といった）である。

戦国時代になると、農民の結束は強まり、生活の場としての郷村が確立してくる。御影地域でも、御影、郡家、石屋、東明、西平野という各村

が出来上がっていった。ただこれらの村々は平安時代から鎌倉時代にかけて成立した荘園の単位で行動を共にする事が多かった。つまり、御影・郡家の村々は「郡家荘」に属し、石屋・東明・西平野の村々は「得井時枝荘」の一部を形成し、各村はこうした荘園単位で動いていたのである。

ところで、これらの村々には、氏神となる神社が存在する。御影・郡家の両村は弓弦羽神社（御影郡家2）を、石屋村は綱敷天満神社（御影1）を、東明村は東明八幡神社（御影塚町2）を、西平野村は厳島神社（御影3）をそれぞれ氏神としたのである。なかでも、弓弦羽神社と東明八幡神社には神功皇后にまつわる言い伝えが残されて



いる。弓弦羽神社は、三韓より帰国した神功皇后が、謀叛を企てた忍熊王を討つために、この地に軍をおき熊野権現を勧請したのが縁起とされ、また、神功皇后が三韓に向かう際に東明村の北方の丘陵で弓矢を試射したためにこの名が付いたとも言われている。東明八幡神社の「東明」という名は、神功皇后の大臣武内宿禰がここから遠目に見ながら魚崎での造船を指示したため、遠目が東明になったとか、皇后が三韓出兵の帰途にこのあたりで夜が明けて東の空が明るくなりはじめたので東明の名が付いたとも言われている。ただ、実際は遠目でも、得井時枝荘の中心地から遠目に見える位置だから東明と呼ぶようになったのであろう。

#### (5) 近世

戦国時代を抜け出し、天下統一の魁をなした織田信長のあとを受け継ぎ統一を完了させた豊臣秀吉は、太閤検地を行い、天正の頃には御影地域は豊臣家の直轄地となった。

徳川家康が江戸幕府を開き（1603年）、豊臣家を滅ぼした後、この地域は徳川氏の直轄領とはならず、尼崎藩の藩領となり、戸田・青山・桜井松平といった大名たちが藩主となり、このあたりを支配したのである。

さて、近世、御影の名を全国に知らしめたものに、「御影石」がある。六甲山麓で採れる花崗岩は早くから良質の石材として知られ、「御影石」の名で全国的に有名であり、現在でも花崗岩の別称として用いられている。ただ、実際に石を切り出した主な場所は御影の東隣にあった住吉村で、これを麓の御影の浜から船で全国へ積み出したため、採れた場所より、出荷した場所の名をとって御影石と呼ぶようになったのである。全盛期は江戸時代中期（享保・宝暦の頃）で、住吉村の荒神山などに採石場が開かれ、麓の石屋村（現・御影石町、御影1）は石工の村として栄えた。この御影石も大正時代にセメントが進出したことにより、切り出しも行なわれな

源俊頼、和歌を以て一世に名高い。基俊其の下に立つを快しとせず。自ら機軸を出して遂に一家をなし俊頼と並び稱せらるに至つた。後悟る處あり薙髮して覺舜と稱した。基俊は門地名望あるに拘らず性傲放で世に容れられず。爲めに顯職に達せずして従五位下左衛門佐を以て終つた。

御影の松の歌は續古今集第十九雜歌下にあつて「御影の松を」と題してある。此の歌は藤原基俊家集下にも出てゐる。歌の前に「日頃煩ふこと侍りて鹽湯あむとて津の國のかたにまかりて湯あみはてゝのぼり侍りしかど猶やまみやみ侍らざりしかば心細く思ひなん侍りしに松の木あまた立てる處をすぎ侍りしにこゝはいづくぞと問ひ侍りしかばみかげの松となむいふと人の申しゝかば」とある。

之に依つても御影の松は一本の松を指したのでない事が明かである。

藤原正房勅命を奉じて觀音堂に來り拜した時碑にある二首の歌を書いたと言傳へて居る。觀音堂の正南西方寺正門の東側に標石の毀れがあつて跡の字が微かに見える。是は「御影の松の遺跡」と刻した碑であつたが明治二十五年の大火に毀れて大部分なくなつた。筆者は貫名海屋だといはれて居る。

貫名海屋は著名の書家である。名は苞字は子善又は君茂といひ、海屋は其の號である晩年菘翁と號した。阿波の人で京都に住した。儒者で亦畫をも善くし所謂文人畫で雅朴を旨と

した。文久三年齡八十六で歿した。

昔は觀音堂あたりは海濱で松も多く御影の松の代表的の場所として此處を選んだものであらう。

#### 五管公船擊松

石屋字公方公の綱敷天滿神社御旅所境内にある。第六十代醍醐天皇の御代時の右大臣菅原道眞、左大臣藤原時平の讒に逢ひ筑紫に左遷せられ此の地を通られた時船を寄せて此の松に繫がれたので爾後此の松を船繫松と稱し今ある枯木は三代目だと傳へられて居る。其の枯木に覆をして周圍に玉垣を繞らしてある。其の傍に古木の樹上に生えたといふ松が植えてある。

#### 六御影の瀧

西平野大佛ヶ平にある。往古神功皇后三韓より御凱旋の際、此の瀧壺から白金の佛體現れそれが薬師如來であつたと傳へられて居る。始め音無の瀧平野瀧といひ後薬師如來を祭つたので薬師の瀧といつたのを薬師琉璃光如來といふ處から琉璃の瀧と呼んだ。木原伊兵衛氏の山莊天然の園内に在つて丈餘の崖上より直下して居る。

#### 七平野城趾

攝津志に「御影村城觀應中平野氏據焉」とある。觀應といふのは北朝の年號で、南朝後村

上天皇の正平年間に當る。平野氏とあるは備前守平野忠勝である。城趾と傳ふるは平野村の高丘に據り後に弓弦尾(郡家弓弦羽神社背後の山をいふ)の山脈低れ西北に石屋川を帯び東北に弓狀の小川を控へ其の間に城を構へたといふ。郡家の平野土井中西の三家は平野忠勝の後裔であるといふ。

#### 八伊賀塚

西平野に在つて「いかづか」と呼ぶ。何人の墳か詳かでない。塚の形状も判明し難いが恐らく名族の古墳であらう。攝津志及び攝津名所圖繪にも載せてある。以前は塚の上に石佛二三體あつて一本の老松と椿一株が榮えて居つたが、區劃整理の際切り拂はれ昭和六年の頃野澤幸三郎氏(西平野字伊賀塚五番地)邸宅の敷地内に這入つた。昔あつた石佛は今も尙其處に在る。

## 第十一編 孝子

### 一 蟻道

東明安福又四郎氏の祖先で蟻道は其の俳名である。幼名を喜太郎といひ長じて十藏と改め更に重照と稱した。

其の墓は石屋川上流東明墓地に在る。蟻道の性行は碩學村田常道の撰になる墓誌に詳かである。昭和八年九月後裔安福又四郎同武之助兩氏のものされた墓誌譯文と共に左に掲げる。

#### 孝子蟻道墓誌

(本文は白文で句讀、訓點はない)

教化、風俗之綱、風俗、國家之紀、治民之道、教化爲本、教化行而風俗不正、未之有也、風俗善而國家不治、未之有也、教化之行以孝爲先、風俗之善、莫善焉、國家之治、莫治焉、孝子又四郎安福氏、名蟻道、諡曰淨誓、攝州菟原郡東明村人、至孝誠篤、其聲日躋、文化甲戌三月、御代官辻某、聞而察之、賜書獎之曰、爾自弱、以孝事親、儉于家、謙于人、憐家僮、恤孤獨、爾妻慎以善事舅姑、我已白之江門、當路、今自我獎之、予爾青緡一貫、丙子九月、又賜書曰、爾夫妻孝養父母、至誠上達、賜爾又四郎銀五枚、爾妻峯銀三枚、又賜養老米。

# 御影町誌

桐且元の裔)をして支配せしめた。代官は村上孫右衛門であつた。  
元和元年豊臣氏滅び徳川氏之に代るに及んで此の地を尼崎城主戸田采女正氏鐵の領とし  
た。

明和六年(紀元二千四百二十九年)に至り御影石屋東明は第十代將軍徳川家治の直轄となり、大阪谷町代官所の支配を受けた。郡家は依然尼崎領であつた。但し此の時までは御影村の内西組は尼崎領で東組は泉州小泉領(片桐石見守)であつた。平野(西平野を含む)は尼崎領であつたが其の後分割して東一半を天領とした。

東明は旗本青山信濃守の領分であつたが寛文年間(紀元二千三百二十六年の頃)に尼崎領となつた。

## 第三節 行政の状況

各部落には庄屋があつて、一般行政事務を掌り、幕府の直轄即ち天領には其の上に代官があり、更に奉行の支配を受けた。藩領には庄屋の上に大庄屋があつた。尤も享保年間(紀元二千四百年頃)までは天領にも大庄屋があつた。それを左に表示する。

奉 行 代 官 大 庄 屋 庄 屋 部 落  
木 村 喜 平 御 影 村 東 組

豊臣時代 片桐 貞房	齊藤 六藏	嘉納 治良平	御影村西組
徳川時代 大阪町奉行		塚本 善左衛門	東 明 村
尼 崎	領 平野順治	時枝 七右衛門	石 屋 村
		平野 五郎	郡 家 村

註 大庄屋庄屋は明治維新直前の記録である。

大阪町奉行は元和五年二月(徳川幕府の當初)之を置き島田直時外一人を之に充て、官所を東西二ヶ所に置き市街を管理し、訴訟を裁判し兼て攝津和泉播磨の民事刑事訴訟を取扱はしめた。尤も萬般の事は大阪城代に稟議して事を處理した。大體今の警察署裁判所の仕事に當る。

### 一、代 官

武家時代の地方官を郡代といつた。郡邑の代官といふ意である。初は専ら警衛の任に當つたのであるが、徳川時代には私税訴訟等總て民政を掌るやうになつた。郡代代官共に職掌は同じく其の管する境域の廣大なもの又は重要な地に在るものを郡代と稱し、其の他を代官と稱した。

### 二、大 庄 屋

村役人の一種で領主地頭より帯刀を許され、多くの給米を組下の村方より差出さしめ、一郡

一領の事を取扱ひ、組下の庄屋を支配した。(郡家の大庄屋平野氏は東は芦屋村津知から西は神戸坂本村「湊川神社附近」まで二十二ヶ村の取締であつた。)

### 三、庄屋

一村の長で村の行政事務を掌つた。東國では名主ともいひ、西國では別當ともいつた。古の莊司、莊官などの類で、莊園を掌つた者の遺稱である。村内で信望あり由緒あるものを任じたが世襲もあり、一代限もあり、一年交替のもあつた。多くは古來其の村に住んで功績のあつたものが世襲した。随つて村民と主従の關係を生じ何事も庄屋の指揮に背く者はなかつた。

### 四、年寄

庄屋を輔けて事務を行ふもので、頭百姓ともいふ。村民の中で淳良で材幹ある者を投票又は村民總會議の上推舉するものもあり、庄屋又は代官が任命するものもあつた。

### 五百、姓代

其の村で年貢を多く納める者の中から一人を選擧し、庄屋以下の職務を監督せしめた。即ち百姓中より出し置く目附役で、併せて常時村民を代表する。庄屋年寄百姓代は村方の三役で村方に關する一切を協議裁決し、重大な事件は總百姓とも相談し、一村の事は悉く自治の姿で、格別不都合の事さへなければ上役も干渉しなかつた。百姓代は明治維新後も數年間置かれてあつた。

## 第四節 參考事項

### 一、郡名

元は菟原郡(古くは兔原とも書く)であつたが、明治二十九年四月武庫郡(今の武庫郡の東部)八部郡(山田村、須磨村、湊村、林田村)「此の中須磨村、宇池田村、湊村、林田村は當時神戸市に併合」と併せて武庫郡となつた。

菟原といふは海原の轉じたものか。當時は今の精道村から神戸市灘區までで、往古は八郷に分れて居つた。

即ち

賀美郷

今の精道村の一部

葦屋郷

本庄村、精道村、本山村の一部

佐才郷

魚崎町及本庄村、本山村の一部

住吉郷

住吉村及本山村の一部

覺美郷

御影町及徳井(性古羅作を職とするものゝ居つた處から其れに因んだものであらう)

古氏族參照。

津守郷

西郷及西灘六甲の一部

詳しくは第三項舊菟原郡の